

認定NPO法人共存の森ネットワークへ 寄付をすると「寄付金控除」が受けられます



当NPOへ寄付をすると、課税される所得税額が安くなります！

共存の森ネットワークは、2013年5月30日より、東京都の認定を受け「認定NPO法人」となりました。

これにより、共存の森ネットワークに寄付をされた方は、寄付金控除等、税の優遇措置（減税）を受けることができます。

個人の方が寄付をされる場合

認定NPO法人に寄付をした場合、寄付額が2,000円を超える場合は、確定申告を行うことで寄付金控除を受けることができます。

また寄付金控除については、2つ方法があり、どちらか有利な方法を選択できます。

1. 税額控除

$$(\text{年間の合計寄付金額} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{寄付金控除額}$$

※「年間の寄付金額」は「同年の総所得金額等の40%」が限度額となります。

※「税額控除額」は「その年の所得税額の25%」が限度額となります。

2. 所得控除

$$(\text{年間の合計寄付金額} - 2,000\text{円}) = \text{寄付金控除額}$$

※「年間の寄付金額」は「同年の総所得金額等の40%」が限度額となります。

実際の減税額は？ <年収450万円の場合>

減税額	1万円の寄付	5万円の寄付	10万円の寄付
税額控除の場合 (年間の合計寄付金額-2,000円)×40%	3,200円	19,200円	39,200円
所得控除の場合 (年間の合計寄付金額-2,000円)×所得税率10%	800円	4,800円	9,800円

※所得税率は課税所得により異なります。上記（年収450万円）の場合、「税額控除」を選んだ方が減税額が大きいです。高額所得者がいる程度の額を寄付された場合、「所得控除」を選んだ方が減税額が大きくなる場合があります。どちらが有利な方法か等、詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。

地方税の控除について

お住まいの自治体によっては住民税も寄付控除の対象になることがあります。寄付金額の最大10%が住民税から控除（最大で都道府県民税4%、市町村住民税6%）を受けることができます。これは各自治体が条例によって定めなければ適用されないため、お住まいの自治体によって控除の有無や、控除額が変わります。詳しくは、各自治体にお問い合わせください。

1万円の寄付で4千円の減税に！ 最大で年間の合計寄付金額の約半分が減税になります

国税分 (10,000円-2,000円)×40% =3,200円

地方税分(10,000円-2,000円)×10% = 800円

⇒減税額 4,000円

(税額控除で計算した場合)

法人が寄付をされる場合

法人のみなさまからのご寄付は、法人税の算定において、一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金として算入することができ、一般のNPO法人へのご寄付と比べ、経費として扱える寄付金の限度額が高くなります。この損金部分に関しては、法人税が課税されません。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

損金算入限度額

【一般枠】 $(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times \frac{1}{4}$

+

【特別枠】 $(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$

相続人が相続財産を寄付される場合

相続人の方が、相続により受け継いだ相続財産の一部または全部を当NPOへご寄付された場合、ご寄付された相続財産は相続税の課税対象から除かれ、相続税が課税されません。なお、相続税の申告期限は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヶ月以内とされています。また、遺贈（遺言によるご寄付）によるご寄付も相続税の控除の対象となります。

相続税の課税対象額

相続財産が3億円で1億円を当NPOへご寄付された場合、相続税の課税対象額は2億円になります。

控除を受けるための手続き

個人の方が、所得税・住民税の寄付金控除を受けるためには、どなたでも確定申告が必要です。勤務先などで実施される年末調整等では寄付金控除を受けることはできませんので、ご注意ください。確定申告の時期は毎年2月16日から3月15日までです（土日の場合は順次繰り下げ）。申告の際には当NPOが発行した領収書（寄付金受領証明書）を添付し、税務署へ提出してください。

この他、相続税の控除等、詳しくはお近くの税務署、税理士までご確認ください。

認定NPO法人への寄付は、間接的に税金の用途を自分で選べるということ

新たな寄付税制により、もしも個人の方が当NPOへ1万円のご寄付された場合は、個人が支払う税金のうち最大4,000円の税金を、当NPOの活動支援のために捻出頂いたこととなります。これは、本来、税金として国に収められ、政治や行政によって決められてきた税金の用途を、寄付者自ら決めることにつながります。つまり、私たち自身が社会問題の解決を国や行政に託すのか、もしくはNPOに託すのかを選ぶことができるわけです。

私たちは、認定NPO法人としての責任と使命感を新たにし、人と自然・人と人との「共存」を基本とした社会づくりと、新たな価値観の創造に寄与する様々な事業を展開して参ります。引き続き、皆様の活動への御理解と御支援をお願い申し上げます。

認定NPO法人 共存の森ネットワーク事務局一同

注) 同資料は、平成25年7月1日に作成しています。今後、さらなる税制改正により、寄付金控除額等は変更となる可能性もありますので、詳細はその都度、国税庁のホームページ等でご確認ください。



25生都管第650号

平成25年5月30日

法人の名称 特定非営利活動法人共存の森ネットワーク

主たる事務所の所在地 東京都世田谷区宮坂三丁目10番9号 経堂フコク生命ビル3階

代表者の氏名 澁澤 壽一 殿

東京都知事 猪瀬 直 樹



認定特定非営利活動法人として認定した旨の通知書

貴法人から平成24年11月27日付けでされた認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請について、貴法人を下記の期間を有効期間として認定することとしたので通知します。

記

自平成25年5月30日

認定の有効期間

至平成30年5月29日